

平成 28 年 6 月 30 日

各 位

会 社 名 トレックス・セミコンダクター株式会社
代 表 者 名 代表取締役 芝 宮 孝 司
社長執行役員
(コード番号：6616 東証第二部)
問 合 せ 先 取締役 常務執行役員 木 村 浩
事業戦略室長
(TEL. 03-6222-2875)

「トレックス・セミコンダクター コーポレートガバナンス・ガイドライン」改定のお知らせ

当社は、平成 28 年 6 月 23 日開催の取締役会において、「トレックス・セミコンダクター コーポレートガバナンス・ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という。)を改定することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 改定の理由

平成 28 年 6 月 23 日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行をご承認いただいたことに伴い、本ガイドラインの改定を実施いたしました。

2. 主な改定の内容

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴う機関名称の変更
- (2) 任意の委員会である指名報酬委員会の設置に伴う変更

「トレックス・セミコンダクター コーポレートガバナンス・ガイドライン」の詳細については、当社ホームページ (<https://www.torex.co.jp/ir/vision/governance/>) に掲載しています。

以上

トレックス・セミコンダクター コーポレートガバナンス・ガイドライン

平成 27 年 12 月 14 日 制定

平成 28 年 6 月 23 日 改定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本ガイドラインは、トレックス・セミコンダクター株式会社（以下「当社」という。）が、次に掲げる「企業理念」の実現を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を図るため、当社のコーポレートガバナンスの基本的な枠組みと方針について定めるものである。

『企業理念』

常に豊かな知性と感性を磨き、市場に適応した価値ある製品を創出し、豊かな社会の実現と地球環境の保全に貢献するとともに、私たちの事業に携わるすべての人々が共に繁栄することを企業の理念とする。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第 2 条 当社は、企業理念に基づき、株主の権利を尊重し、企業としての社会的責任を果たしつつ、企業価値の向上を図っていくため、コーポレートガバナンスを経営の重要課題の一つと認識し、その充実に継続的に取り組む。

【基本方針】

- (1) 株主の権利・平等性の確保
- (2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- (3) 適切な情報開示と透明性の確保
- (4) 取締役会の責務の遂行
- (5) 株主との対話

(定義)

第 3 条 本ガイドラインにおける用語の定義は、以下のとおりとする

- (1) 経営陣 …… 業務執行取締役及び執行役員
- (2) 経営陣幹部 …… 役付取締役
- (3) 主要株主 …… 保有株式数上位 10 位の株主

第2章 株主との関係

(株主総会)

- 第4条 当社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の権利を尊重し、少数株主や外国人株主を含む全ての株主が適切な権利の行使と平等性を実質的に確保できるよう、株主総会における権利行使その他株主の権利行使に係る環境の整備に努める。
2. 取締役会は、株主総会において会社提案議案に20%以上の反対票が集まった場合、反対の理由と当該反対票が集まった原因について分析し、以後の対応の要否について検討を行う。
 3. 当社は、取締役会がコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たしているか否かを慎重に検討した上で、経営判断の機動性に資するため、株主総会決議事項の一部を取締役に委任する。
 4. 当社は、株主総会の招集通知に関し、株主が議案を十分に検討できるよう、記載する情報の正確性を期しつつ、早期発送に努めるとともに、招集通知に記載する内容を東京証券取引所及び当社のウェブサイトにて速やかに公表する。
 5. 当社は、定時株主総会の日程に関し、いわゆる第一集中日を外して設定するよう努める。
 6. 当社は、議決権の電子行使や招集通知の英訳について、当社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等を踏まえつつ導入を検討する。
 7. 当社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合、信託銀行等と協議等を行い対応する。

(資本政策の基本的な方針)

- 第5条 当社は、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、資本効率の向上を図りつつ、株主還元の充実と株主資本の確保に努めることを資本政策の基本的な方針とする。
2. 当社は、株主への利益配分について、戦略的投資による成長力の向上を図りつつ、当社を取り巻く経営環境並びに中長期の連結業績及び株主資本利益率の水準を踏まえて実施していくこととする。配当については、業績水準を反映した利益配分と、安定的かつ継続的な株主還元の拡充として株主資本配当率等を考慮して実施する。
 3. 取締役会は、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を実施する場合、既存株主の権利を不当に害することのないよう、当該資本政策の必要性・合理性を検証し、適正な手続を踏まえた上で、株主に十分な説明を行う。

(政策保有株式の基本的な方針)

- 第6条 当社は、持続的な成長と企業価値の向上を実現し、取引先との業務の円滑な推進を図るため、政策保有株式として取引先の株式を保有する。
2. 取締役会は、毎年、政策保有株式の保有のねらい及び合理性について検証する。
 3. 当社は、政策保有株式の議決権の行使に関し、株主総会招集通知に記載された議案とその内容について、株主価値を毀損する可能性の有無を精査した上で、その賛否を判断する。

(買収防衛策について)

- 第7条 当社が買収防衛策を導入する場合は、取締役及び経営陣の保身を目的とするものでないことを前提とし、持続的な成長と企業価値の向上に資するか否かという見地から検討し、その必要性・合理性及び手続の適正性について、株主に十分な説明を行う。
2. 当社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会として適法かつ適正に意見表明報告書を提出する。

(関連当事者との取引について)

- 第8条 取締役会は、役員またはその近親者と当社または当社子会社との取引に関する調査を毎年実施し、その取引の有無を確認する。
2. 取締役会は、役員や主要株主等と当社または当社子会社の取引が生じる場合には、取締役会において事前に取引条件及びその決定方法を踏まえて審議し、可否を決定する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

(様々なステークホルダーとの協働)

- 第9条 当社は、持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、株主、顧客、取引先、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーとの協働が不可欠であることを認識し、良好かつ円満な関係の維持・強化に努める。
2. 取締役会は、中長期的な企業価値の向上の基礎となる経営理念を策定し、これを踏まえた役員及び従業員が従うべき「TOREX 企業行動規準」を定め、その遵守を図る。
 3. 当社は、サステナビリティを巡る課題に積極的・能動的に取り組むべく検討を行う。

(多様性の確保)

第 10 条 当社は、人材の多様性が当社の持続的な成長の確保に資するとの見地から、女性の活躍促進を含む人材の多様性の確保に向けた取組を推進する。

(内部通報体制)

第 11 条 当社は、当社及び当社子会社の従業員等が、不利益や情報提供の事実の開示を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えるための体制を整備する。

2. 取締役会は、内部通報体制の整備と運用状況の監督を行う。

第 4 章 コーポレートガバナンス体制

(取締役会の役割・責務)

第 12 条 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務とする。

2. 取締役会は、前項の役割・責務を果たすため、経営戦略及び経営計画についての建設的な議論と経営陣の適切な業務執行を支える環境の整備を行うとともに、取締役・経営陣を適切に監督する。
3. 取締役会は、経営陣の管掌職務を決定するとともに、取締役会決議事項以外の事項については、当社規程に基づき決裁権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図る。
4. 取締役会は、中期経営計画の達成に向けて最善の努力を行うとともに、その進捗状況に応じて、原因分析や次期以降の計画への反映を図るとともに、中期経営計画が未達に終わった場合、原因分析の概要を株主に説明するよう努める。
5. 取締役会は、代表取締役社長等の後継者計画を適切に監督する。
6. 取締役会は、経営陣から取締役会で決議すべき事項について提案があった場合、その理由や背景について精査し、合理的な意思決定を行い、経営陣の迅速・果斷な意思決定を支援する。
7. 取締役会は、経営陣の報酬について、当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能することを考慮して設定する。
8. 取締役会は、会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣の人事に反映する。
9. 取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を整備する。

(監査等委員会の役割・責務)

- 第 13 条 監査等委員会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立した客観的な立場から、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たす。
2. 監査等委員会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との機動的な意見交換等を通じた連携を図る。

(独立社外取締役)

- 第 14 条 独立社外取締役は、自らの知見に基づき、経営方針や経営改善についての助言を行うとともに、中立的・客観的立場から取締役・経営陣の業務執行を監督する。
2. 独立社外取締役は、独立した客観的な立場に基づき情報交換・認識共有を図るとともに、経営陣との連絡・調整や監査等委員会との連携に係る体制整備を図る
 3. 当社は、当社の持続的な成長と企業価値の向上を実現する上で、独立社外取締役の員数や取締役会における構成比を含めて、当社の企業規模や経営環境に見合った、最適かつ最良のコーポレートガバナンス体制のあり方を検討し続ける。
 4. 取締役会は、東京証券取引所が「上場管理等に関するガイドライン」において定める独立性基準を踏まえ、独立社外役員の独立性判断基準を別紙のとおり定める。

(機関設計)

- 第 15 条 当社は、監査等委員会設置会社の形態を採用する。
2. 当社は、経営陣の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬に関する検討に当たりその過半数を独立社外取締役にて構成する任意の委員会である指名報酬委員会の諮問を受ける。
 3. 取締役会は、十分な審議と迅速な意思決定が行える規模を踏まえて、知識・経験・専門性の異なる多様な人材で構成する。監査等委員会には、財務・会計に関する十分な知見を有する者を 1 名以上選任する。
 4. 取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性を分析・評価し、その結果の概要を開示する。
 5. 取締役会は、審議の活性化を図るため、開催日程を適切に設定し、審議に必要な資料その他の情報が取締役に対し適切に提供されるように努める。

(取締役等の支援体制)

- 第 16 条 当社は、取締役会及び監査等委員会の円滑な運営のため取締役会事務局及び監査等委員会事務局を設置し、開催予定及び議題を適切に設定し、審議に必要な資料等を適切に提供することによって、取締役会及び監査等委員会が十分な審議を行える環境を整える。
2. 取締役は、必要に応じて会社の費用において外部の専門家の助言を得る。

3. 当社は、内部監査グループによる監査計画、監査結果等について、取締役及び監査等委員会と意見交換を行う等、相互の連携を図る。

(取締役のトレーニング)

第 17 条 当社は、個々の取締役に適合したトレーニングの機会を確保し、その費用の支援を行う。

2. 当社は、新任役員に対して、就任前の当社事業環境、経営方針、財務及び組織、役員に求められる役割と責務等への理解を深める機会を提供し、また、就任後も必要に応じて個々の役員の知識・経験・専門性に応じたトレーニングの機会を提供する。

(外部会計監査人)

第 18 条 当社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けた対応を協同して実施する。

2. 監査等委員会は、外部会計監査人の評価基準を策定し、独立性及び専門性についての確認を行う。
3. 取締役会及び監査等委員会は、外部会計監査人の適切な監査を図るため、以下の対応を実施する。
 - ① 高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保する。
 - ② 外部会計監査人と社長及び経理担当取締役との定期的な面談の機会を提供する。
 - ③ 外部会計監査人と監査等委員会及び内部監査部門との十分な連携を確保する。
 - ④ 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合は、経理担当取締役が中心に対応し、監査等委員会が対応状況を確認する。

第 5 章 情報開示方針

(適切な情報開示)

第 19 条 当社は、株主をはじめとする全てのステークホルダーとの良好な信頼関係を維持・発展させるため、財政状態・経営成績等の財務情報に加え、経営戦略、経営計画、取締役及び経営陣に関する情報、リスク情報等の有用性の高い情報を主体的に発信する。

2. 当社は、開示する情報が利用者にとって付加価値の高い記載となるように努め、合理的な範囲において英語での情報開示を行う。
3. 当社は、中期経営計画の公表に当たって、収益計画・資本政策の基本方針及び収益力・資本効率に関する目標を提示し、その実現に向けた施策について説明する。

(株主との建設的な対話)

第 20 条 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との建設的な対話を行うための方針を以下の通り定める。

- ① 株主との対話全般について社長を最高責任者とし、IR 担当取締役が主としてこれにあたり、経営企画部が窓口となって対話の申込みに対応する。
- ② 経営企画部が経理部、総務部その他適宜関連する部門との連携を図る。
- ③ 機関投資家向け決算説明会を定期的を実施し、個人投資家向けの会社説明会等を適宜実施する。
- ④ 株主の意見・懸念を把握した場合、経営企画部がこれを取りまとめて経営陣及び取締役会にフィードバックする。
- ⑤ インサイダー情報については、法令及び社内規程に基づき管理する。

以上

独立社外役員の独立性判断基準

当社が指定する独立社外役員の独立性判断基準は、以下のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 現在又は過去において、当社又は当社子会社の業務執行者であった者
- (2) 当社の大株主又はその業務執行者
- (3) 当社が大株主となっている者の業務執行者
- (4) 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- (5) 当社の主要な取引先又はその業務執行者
- (6) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士又は弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属する者をいう。）
- (7) 配偶者又は二親等内の親族が上記（1）から（6）までのいずれかに該当する者
- (8) 過去3年間において、上記（2）から（7）までのいずれかに該当していた者
- (9) 上記（1）から（8）の定めに関わらず、当社と利益相反関係が生じうる事由が存在すると判断される者

以上